一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月五日農林水産省告示第千三百六十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月十二日農林水産省告示第千四百十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町折敷地字黒花谷三五二八の一、字牛コバ谷三五三四、字所サコ三五三六の一、字コネス谷三五三八の一、字腰谷三五六四の一、清見町夏厩字伊西七三三の三九、荘川町尾上郷字ひぜんかき一四八の二、一四八の三、字松祢んと一六〇の一、久々野町有道字六郎洞三五八の六、字トクスケ三六七の一、三六七の二、三六七の四から三六七の六まで、字久左エ門坂三七〇の一から三七〇の一七まで、三七一、字大平三九九の一、三九九の一二、高根町日影字鼬ケ鼻三七一の一・字桶サコ三七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六郎洞三五八の六、字トクスケ三六七の五、字久左エ門坂三七〇の一二、三七〇の一三、三七〇の一七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市朝日町甲字樽ケ沢一九六九、久々野町渚字藤懸日影平一六四〇、久々野町小坊字松ケ尾七三六の一、高根町小日和田字アイノ坂二〇の一、養老郡養老町養老公園字唐谷二二九六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ケ尾七三六の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに高山市役所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町森部字東水谷一五七九の一から一五七九の四まで、一五七九の七から一五七九の一〇まで、一五七九の三三、一五七九の三五から一五七九の三七まで、一五七九の四二、一五七九の四三、一五七九の五二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成三十年四月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104376号	液状複合肥料	多木リン酸カリ液肥	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第104409号	化成肥料	ライジングローン1058	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第104439号	化成肥料	JAありだ　星	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第104443号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成242号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第104448号	配合肥料	くみあい苦土尿素ASU入り複合硝加燐安S400—Zn	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第104449号	汚泥発酵肥料	ポイント2号	有限会社安田畑飼料	福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字大久保1番地
生第104456号	液状複合肥料	有機入り液状複合肥料466号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第104457号	化成肥料	くみあい苦土入りPK化成24—8	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104459号	化成肥料	苦土・有機入り複合888特号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第104462号	液状複合肥料	サプライズ	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号
生第104463号	化成肥料	くみあい硝安石灰有機入り化成080VC	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
輸第104436号	化成肥料	あみのリーフ13	中原物産株式会社	大阪府柏原市円明町1000番62号
輸第104437号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体5,5—1,5	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
輸第104458号	液状複合肥料	グルタン432	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号